

新旧対照表

新	旧
医政発第 0612004 号	医政発第 0612004 号
平成 15 年 6 月 12 日	平成 15 年 6 月 12 日
(一部改正 平成17年 2 月 8 日)	(一部改正 平成17年 2 月 8 日)
(一部改正 平成17年10月21日)	(一部改正 平成17年10月21日)
(一部改正 平成18年 3 月22日)	(一部改正 平成18年 3 月22日)
(一部改正 平成19年 3 月30日)	(一部改正 平成19年 3 月30日)
(一部改正 平成20年 3 月26日)	(一部改正 平成20年 3 月26日)
(一部改正 平成21年 5 月11日)	(一部改正 平成21年 5 月11日)
(一部改正 平成22年 4 月14日)	(一部改正 平成22年 4 月14日)
(一部改正 平成23年 3 月24日)	(一部改正 平成23年 3 月24日)
(一部改正 平成24年 3 月29日)	(一部改正 平成24年 3 月29日)
(一部改正 平成26年 3 月31日)	(一部改正 平成26年 3 月31日)
(一部改正 平成27年 3 月31日)	(一部改正 平成27年 3 月31日)
(一部改正 平成28年 3 月30日)	(一部改正 平成28年 3 月30日)
(一部改正 平成28年 7 月 1 日)	(一部改正 平成28年 7 月 1 日)
(一部改正 平成30年 7 月 3 日)	(一部改正 平成30年 7 月 3 日)
(一部改正 平成31年 3 月29日)	(一部改正 平成31年 3 月29日)
(一部改正 令和 2 年 3 月30日)	(一部改正 令和 2 年 3 月30日)
(一部改正 令和 3 年 3 月31日)	(一部改正 令和 3 年 3 月31日)
(一部改正 令和 4 年 3 月31日)	(一部改正 令和 4 年 3 月31日)
(一部改正 令和 5 年 3 月31日)	(一部改正 令和 5 年 3 月31日)
(一部改正 令和 6 年 1 月19日)	(一部改正 令和 6 年 1 月19日)
(一部改正 令和 6 年 2 月 8 日)	(一部改正 令和 6 年 2 月 8 日)
(一部改正 令和 6 年 3 月29日)	(一部改正 令和 6 年 3 月29日)
<u>(一部改正 令和 7 年 3 月31日)</u>	

新	旧
各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来 36 年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとする全ての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとするところとされたところである。これを踏まえ、平成 14 年 12 月 11 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成 15 年 6 月 12 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 105 号）が公布・施行され、臨床研修制度	各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来 36 年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとする全ての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとするところとされたところである。これを踏まえ、平成 14 年 12 月 11 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成 15 年 6 月 12 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 105 号）が公布・施行され、臨床研修制度

新	旧
が定められたところである。さらに、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「平成 30 年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと、臨床研修病院の管理者等への報告徴収等の都道府県の監督規定が法定化されたこと等に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 36 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。 臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。 なお、従来は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）であれば、そのまま臨床研修病院と同様の取り扱いをされることとなっていたが、平成 30 年改正法による改正後の法においては、他の病院と同様に都道府県知事の指定を受けなければならないこととなった。臨床研修省令においては、指定に関し大学病院の特例に係る規定及び文言が削除され、当該指定を受けた大学病院は、他の病院と同様に臨床研修病院と規定された。当該改正に伴い、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発	が定められたところである。さらに、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「平成 30 年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと、臨床研修病院の管理者等への報告徴収等の都道府県の監督規定が法定化されたこと等に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 36 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。 臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。 なお、従来は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）であれば、そのまま臨床研修病院と同様の取り扱いをされることとなっていたが、平成 30 年改正法による改正後の法においては、他の病院と同様に都道府県知事の指定を受けなければならないこととなった。臨床研修省令においては、指定に関し大学病院の特例に係る規定及び文言が削除され、当該指定を受けた大学病院は、他の病院と同様に臨床研修病院と規定された。当該改正に伴い、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発

新	旧
第 0728001 号) 及び「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号) は廃止し、大学病院も他の病院と同様に本通知を適用することとしたので併せて通知する。 加えて、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 26 号) が公布・施行され、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められた。当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」(平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。) は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。 第 1 臨床研修省令の趣旨 (略) 第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準(法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院) 1 用語の定義 (1)～(4) (略) (5) 「臨床研修協力施設」 臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修病院以外のものをいうものであること。 なお、臨床研修協力施設としては、例えば、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、検診・健診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正施設、産業保健の事業場、<u>法医解剖の実施施設</u>等が考えられること。 (6)～(14) (略) 2～4 (略)	第 0728001 号) 及び「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号) は廃止し、大学病院も他の病院と同様に本通知を適用することとしたので併せて通知する。 加えて、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 26 号) が公布・施行され、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められた。当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」(平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。) は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。 第 1 臨床研修省令の趣旨 (略) 第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準(法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院) 1 用語の定義 (1)～(4) (略) (5) 「臨床研修協力施設」 臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修病院以外のものをいうものであること。 なお、臨床研修協力施設としては、例えば、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、検診・健診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正施設、産業保健の事業場等が考えられること。 (6)～(14) (略) 2～4 (略)

新	旧
5 臨床研修病院の指定の基準 (1) (略) ア (略) (ア)～(エ) (略) (オ) (略) ①～⑯ (略) ⑰ 必修分野及び一般外来以外の研修期間において、選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、検診・健診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正施設、産業保健の事業場等が考えられること。<u>また、法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられること。</u>なお、海外の医療機関で診療を行う場合等は、当該医療機関は臨床研修協力施設とし、当該医療機関での研修を保健・医療行政の研修とみなすこと。 ⑱～⑲ (略) (カ)～(ク) (略) <u>(ケ) 医師多数県（令和５年度医師偏在指標の上位１／３にあたる医師多数県のうち、令和５年度募集定員上限に占める採用率が全国平均以上の都道府県（ただし、沖縄県は除く。）をいう。以下同じ。）の基幹型臨床研修病院は、医師少数県等（令和５年度医師偏在指標の下位１／３にあたる医師少数県のうち令和５年度募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県、令和５年度医師偏在指標における医師中程度県のうち令和５年度募集定員上限に占める採用率が全国平均以下の都道府県の医師少数区域及び医師多数県</u>	5 臨床研修病院の指定の基準 (1) (略) ア (略) (ア)～(エ) (略) (オ) (略) ①～⑯ (略) ⑰ 必修分野及び一般外来以外の研修期間において、選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、検診・健診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正施設、産業保健の事業場等が考えられること。なお、海外の医療機関で診療を行う場合等は、当該医療機関は臨床研修協力施設とし、当該医療機関での研修を保健・医療行政の研修とみなすこと。 ⑱～⑲ (略) (カ)～(ク) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>の医師少数区域（ただし、人口 30 万人以上の二次医療圏は除く。）をいう。以下同じ。）の臨床研修病院等において 24 週以上の研修を行う研修プログラム（以下「広域連携型プログラム」という。）を設けること。ただし、後述の 23(2)の広域連携型プログラムの募集定員を配分されない基幹型臨床研修病院にあってはこの限りではない。なお、医師少数県等の臨床研修病院等での研修は、原則として、当初の 1 年の後に実施すること。</u> イ～ニ （略） (2)～(4) （略） 6～22 （略） 23 地域における研修医の募集定員の設定 （略） (1) （略） ア （略） イ （略） (ア)～(キ) （略） (ク) 医師偏在指標は、厚生労働省の<u>検討会等</u>において承認を得た値 ウ～エ （略） (2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定 都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。また、第三者による評価の受審状況、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該募集定員を設定するよう努めること。	イ～ニ （略） (2)～(4) （略） 6～22 （略） 23 地域における研修医の募集定員の設定 （略） (1) （略） ア （略） イ （略） (ア)～(キ) （略） (ク) 医師偏在指標は、厚生労働省の<u>医師需給分科会</u>において承認を得た値 ウ～エ （略） (2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定 都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。また、第三者による評価の受審状況、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該募集定員を設定するよう努めること。

新	旧
その際、(1)アの医師少数区域の人口によって加算された募集定員については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、また、前述の5(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けることとされている病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。 <u>さらに、前述の5(1)ア(ケ)により広域連携型プログラムを設けた病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員上限の5%以上((1)に定めるEが適用される医師多数県にあっては、募集定員上限の5%に(1)に定めるEにより加算された募集定員数の1/2を加えた数をいう。以下同じ。)を配分すること。ただし、広域連携型プログラムのうち、医師多数県（自都道府県に限る。）の医師少数区域（ただし、人口30万人以上の二次医療圏は除く。）に所在する臨床研修病院等において24週以上の研修を行うプログラムを設けた病院に対しては、募集定員上限の5%のうち2%を限度に配分することができること。</u> また、前述の5(1)ア(ク)により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの募集定員枠から配分すること。 24～26 （略） 第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの）（略） 第4 施行期日等 （略） 第5 当面の取扱い 1～2 （略）	その際、(1)アの医師少数区域の人口によって加算された募集定員については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、また、前述の5(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けることとされている病院に対しては、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。 また、前述の5(1)ア(ク)により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの募集定員枠から配分すること。 24～26 （略） 第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの）（略） 第4 施行期日等 （略） 第5 当面の取扱い 1～2 （略）

新	旧
<u>3 広域連携型プログラムについて</u> <u>(1) 前述の第2の23(1)に定めるEが適用される医師多数県については、医師少数県等の臨床研修病院等の確保の観点から、当初の間は、前述の第2の23(2)に定める募集定員上限の5%以上のうち「(1)に定めるEにより加算された募集定員数の1/2を加えた数」の規定を適用しないこととする。</u> <u>(2) 医師多数県については、広域連携型プログラムを活用したより良い臨床研修の実施を図る観点から、令和8年度から開始される広域連携型プログラムに限り、前述の第2の23(2)に定める募集定員上限の5%に満たない配分も可能とする。ただし、募集定員上限の5%から実際に配分した募集定員上限の5%に満たない数を減じた数については、他の研修プログラムの募集定員に充てることができないこととする。</u> 第6 留意事項 (略) 第7 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略) 第8 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日	<u>(新設)</u> 第6 留意事項 (略) 第7 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略) 第8 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日

新	旧
平成 26 年 3 月 31 日 平成 27 年 3 月 31 日 平成 28 年 3 月 30 日 平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 3 日 平成 31 年 3 月 29 日 令和 2 年 3 月 30 日 令和 3 年 3 月 31 日 令和 4 年 3 月 31 日 令和 5 年 3 月 31 日 令和 6 年 1 月 19 日 令和 6 年 2 月 8 日 令和 6 年 3 月 29 日 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	平成 26 年 3 月 31 日 平成 27 年 3 月 31 日 平成 28 年 3 月 30 日 平成 28 年 7 月 1 日 平成 30 年 7 月 3 日 平成 31 年 3 月 29 日 令和 2 年 3 月 30 日 令和 3 年 3 月 31 日 令和 4 年 3 月 31 日 令和 5 年 3 月 31 日 令和 6 年 1 月 19 日 令和 6 年 2 月 8 日 令和 6 年 3 月 29 日
(別添) 臨床研修の到達目標、方略及び評価	(別添) 臨床研修の到達目標、方略及び評価
I 到達目標 (略)	I 到達目標 (略)
II 実務研修の方略	II 実務研修の方略
研修期間 (略)	研修期間 (略)
臨床研修を行う分野・診療科 ①～⑪ (略)	臨床研修を行う分野・診療科 ①～⑪ (略)

新	旧
⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、検診・健診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正施設、産業保健等が考えられる。<u>また、法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。</u> ⑬ (略) 経験すべき症例 (略) 経験すべき疾病・病態 (略) Ⅲ 到達目標の達成度評価 (略)	⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、検診・健診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正施設、産業保健等が考えられる。 ⑬ (略) 経験すべき症例 (略) 経験すべき疾病・病態 (略) Ⅲ 到達目標の達成度評価 (略)